

法第97条の2第1項第3号に規定する者に係る免許	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで
第2種免許	火曜日及び金曜日の午前8時30分から午前9時まで

第28条第1項第2号の表を次のように改める。

免許の区分	日及び時間
第1種免許	月曜日、水曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時まで
第2種免許	火曜日及び金曜日の午前8時30分から午前9時まで

第28条第1項第3号の表を次のように改める。

申請場所の区分	運転者区分	日及び時間
運転免許センター	優良運転者	月曜日から木曜日までの午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで並びに日曜日の午前8時30分から午前9時40分まで及び午後1時から午後2時まで
	一般運転者	月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで並びに日曜日の午前9時から午前9時40分まで及び午後1時30分から午後2時まで
	免許を受けている期間が5年未満で免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前を起算日とする過去5年間に無事故無違反の者又は軽微な違反行為を1	月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで並びに日曜日の午前9時から午前9時40分まで及び午後1時30分から午後2時まで

	回の者（以下「初回更新者」という。）	
	違反運転者（初回更新者を除く。）	月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで並びに日曜日の午前9時から午前9時40分まで及び午後1時30分から午後2時まで
	高齢運転者	月曜日から木曜日までの午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで並びに日曜日の午前8時30分から午前9時40分まで及び午後1時から午後2時まで
高岡運転免許更新センター	優良運転者	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで
	高齢運転者	月曜日から金曜日までの午前10時30分から午前11時まで及び午後2時から午後2時30分まで
	一般運転者	月曜日から金曜日までの午前10時から午前10時30分まで及び午後2時30分から午後3時まで
第27条第2項で公安委員会が指定する警察署	高齢運転者	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

第28条第1項第4号中「金曜日」を「木曜日」に改め、同条第2項中「運転免許センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日」を「運転免許センターにおいては、休日以外の月曜日から木曜日」に改める。

第44条の4第8項中「運転免許センターにおいては休日以外の月曜日から金曜日」を「運転免許センターにおいては休日以外の月曜日から木曜日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年7月4日から令和4年9月30日まで

3 作業地域

下新川郡朝日町竹ノ内ほか地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年7月4日から令和5年2月17日まで

3 作業地域

魚津市大海寺野地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年7月11日から令和5年2月7日まで

3 作業地域

黒部市 沓掛 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年7月4日から令和4年9月30日まで

3 作業地域

砺波市柳瀬ほか 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業期間

令和4年6月14日から令和4年12月28日まで

3 作業地域

常願寺川流域

中新川郡立山町の一部、富山市の一部
